

青森県の自由民権運動

— 弘前地方を中心にして —

橋本 正信

(旧姓原田)

はじめに

青森県の自由民権運動は士族の参加によって始まる。

これは、東北は勿論国内の民権運動においても同様であり、一般に士族の参加は、絶対主義への転換により旧特権を失い、生活が貧困化し、またかつての権力者、政治参加者としての地位から脱落したという点が、一部薩長派による有司專制に對して反對する事から出発した。

明治戊辰の戦乱において津輕藩は官軍側についてたとはいえ、常に藩論は一定せず、後、自由民権を唱える者は、当時佐幕派として南部藩と同様官軍に抗し、薩長を主体とした官軍によって鎮定され敗北している為、「薩長奸賊」という意識が濃

厚であった。だから西南の役がおこると、南部、津輕等の旧士族は進んで参加しており、戦役の終了後、民権運動に接し歸郷と共に運動に入るのである。

そこで青森県の民権運動の中心となつた弘前地方をとりあけて考察する。

弘前における民権論の中心者は、津輕藩士族、菊地九郎、本田庸一である。

明治二年藩主は、藩内のすぐれた青茸士族を上京留学させた。このうち菊地、本多があり、菊地は慶應義塾に学び、後に薩英学校に留学した。本多は、薩摩に行かず、横浜、東京にあって外人に接し教育を受けた。(菊地九郎小伝三三三頁、本多庸一伝四四頁)この留学が、彼等に進歩的思想、海外事情等に關する知識を与

えた。留学から弘前に帰った菊地は、明治五年旧藩校のあとをうけて、私立東興義塾を設立した。

弘前地方の自由民権運動は、この東興義塾を中心に展開されるのである。

△註▽

(1) 南部地方の民権運動に關しては、後日を期して、ここでは触れない。

なお「樵説八戸の歴史下」には、それに關しての論考がある。

(一) 東興義塾の活動

東興義塾は、その前身を稽古館と称し、津軽藩士の教育の場であつたが、維新の改革により漢英学校となり、更にまた明治五年八月の学制頒布後解散の趨勢に会い、「旧藩主深ク之ヲ憂ヒ遂ニ五千金ヲ投シテ学校維持ノ資ニ供セシメ」(津軽家明公伝 三三三頁)たことにより「菊地九郎、言川泰次郎主唱、下ニ……十一月政府ニ申請シ……新ニ款マルニ東興義塾ノ名ヲ以テ」(青森史書大補大冊)作られたのであつた。当時の学校経営資金の大部分は旧藩主が

らの援助によつてまかなわれており、明治七年一月の外国教師交代に際する二十金の寄賜(東興義塾沿革誌)、同年十二月より毎年三千円の補助(東興義塾沿革十一年史)等がそれである。この藩主との強いつながりが、後の自由民権運動における大きな障害となつたのである。

しかし、東北の片隅に民権運動の胎動を許した東興義塾の役割は見逃せない。当時、東興義塾の教育は、慶応義塾の留学から帰つた菊地九郎等の教育方針により、英学と政治学にもっとも力を入れていた。その現れとして、明治五年十二月米国人ウオルフ夫妻、明治七年十二月には宣教師ジョン・インクス夫妻の招聘があり(東興義塾沿革誌一頁)、欧米の科学校(科学)や世帯事情が塾生に伝えられたのである。特にジョン・インクス氏は、メソヂスト教会の宣教師で聖書の講義のかたわら、民主的な代議政治の精神を強調し、塾生に大きな感銘を与えていたものと思われる。その一端を知るものとして、塾生外崎寛蔵の青森新聞への寄書を紹介したい。

議員棋拳者ニ告ク 外崎寛蔵

小川涉⁽⁴⁾氏彼ノ米州^(註イ)船克氏^(註キ)ノ語ヲ録シテ以テホク
吾好利社会ノ兄弟ニ告ク其語ニ云吾米國ノ青年
生カ常ニ第一主眼トナス所ハ成業ノ後議院ニ引
シ大統領ヲ拱奉スル必ズ其人ヲ謬ラサルノ智識
ニ至ルヲ期スルノミト……
一言ヲ以テ彼米州ノ周明ト隆旺トヲ證スルニ足
ル抑米州ノ人民自己ノ精神ヲ尽サマシテ統領ヲ
拱奉セハ今日ノ周明ト隆旺トハ其レ期スベカラ
マ而シテ大統領其當コ得ルハ即チ拱奉者タル代
議士ノ賢愚ニ由ル代議士ノ其當コ得ルハ吾輩人
民タル直拱者十分ノ精神ヲ尽シテ之ヲ拱奉スル
ニ由ル然ラハ直拱タル人民貴重ナル代議士コ拱
ハントナラハ十分ノ精神ヲ尽サマンバアルベカ
ラス (後略)

インク氏によるこのような公民教育の行われてい
る中で、国民の参政権の必要を説く主張現われて
いる。
明治八年、未だ全国的にも民権運動がながって
いない時期に、塾生工藤寛成は三條與美大臣に建
白書を呈出している。すなわちその内容は、「皇

統運綿」^(註イ)とした我が國体を誇り、儒教的仁政によ
る治道をとくが、政体は「君主独裁」の形をあら
ため、西洋各國の事情を斟酌して、君民共治の制
をとることを主張し、人民をして文明開化の域に
進歩させるようにはかるべきで、「公明正丈」の
憲法を定め、國民を政治に参与させる君民政治の
最も優れている事を強調している。^(青森縣總督田中)
当時東北の一隅にあつて十七才の青年が、西洋
各國の制度を考慮する等の知識は、義塾における
教育の進歩性を物語っている。

一方本多齋一は、明治七年十二月、塾長となり、
優秀な教員を兼ねその教育に當つていた。教員の中
には今宗誠、伴野雄七郎、服部吉之丞等がおり
^(本多齋一伝四七頁)
^(師範九部大徳四七頁)、後の民権運動の重要なメンバーで
ある。明治十一年頃の義塾の活動は、主に言論活
動であり、雑誌「南文」の発行^(註イ)、弁論会などがそ
うである。特に雑誌「南文」の主張の内容にはす
ごいものがあり、東奥の開明を論じ、立憲政体
の確立、人民の「権利」の要求が強く現われてい
る。まず「東奥奨励論」^(第三号)
^(明治十三年一月三十一日発行)では

「東奥諸藩中維新ノ功士維新ノ活眼者ナキニアラズ」と、薩長への対抗を示すかたわら、「県会開設ノ期近キニトルト聞ク」(第四号 明治十一年三月廿六日発行)の

中で「世ノ論者ハ夙ニ立憲政体ノ興立センコトヲ

願シテ議院国会ノ開設アランコトヲ冀望シテ己マ

ザル」が、本耳は「我邦人民ガ初メニ参政權ヲ地

方事務ニ進取スルノ好際会」であり「他日国会ヲ

起立シ立憲政体ヲ確立スルノ階梯」であるから県

民は「情勢勉勵」するよう強調している。続いて、

「県会傍聴余論」(第五号 明治十二年三月廿五日発行)では「政

府幸ヒニ参政ノ權利ヲ人民ニ分劃付与シタル」の

であるから、人民は「志念ヲ拡大ニシ權利ヲ国会

ニ進取スルヲ務メテ」(第六号 明治十二年三月廿五日発行)臨時もおろそかに出来ない。

「永ク自由ノ恩波ニ沐浴スル能ハサルコト」なき

よう、「国会議院ノ基礎ヲ」鞏固にする必要性を

説いている。

これらの主張の中には、明治政府の廟明性の前に屈服しながらも、この期をのがさず、人民の参政權を国会に拡大せんとする「權利」の強い要求があらわれている。このような東奥義塾に於ける

教育や、啓蒙活動は、やがて共同会を設立し、全国的な民権運動の流れに呼応して国会開設を要求して行くのである。

註

(1) 明治九年明治天皇東北御巡幸の時、塾生の英文による御前講演もその一端を示す。(明治文化全集一巻 三七六頁)

(2) 後出する工藤寛蔵と同一人物。

(3) 明治十二年三月六日創刊、同十五年八月、五号で廃刊。(明治文化全集一巻 一七七頁) 号数には疑問があり、第一三四号(十三・二・六)第一

六九号(十三・三・七)が弘前市並町八木橋

武美氏宅に現存。隔日発行。明治十年発刊の

民権系北斗新聞の再興。元木貞雄、陸奥、小

川涉が中心。

(4) 斗南藩士。新聞記者となり讒謗律、新聞紙系

例違反により数回の検挙を受ける。(伊藤謙徳 斗南藩士と明治時代 四頁)

(5) 明治十一年九月廿九日第一号発刊。同十三年

五月第六号発刊。

(二) 共同会を中心とする運動

自由民権運動が真にその進むべき道を探りあてたのは、明治十年西南戦争を契機としてであった。当時の反動的士族反乱をどう受けとめるかという問題は、民権運動にとって重要な意味を持っていた。

この西南戦争起るゝ菊池九郎はそれを討つべく東上した。その信笈は、「天下の論者喋々議者区々西郷の本意を詰ると雖も其何れか確實たる知るに由なきなり、……西郷の拳これ権道なり、……然今日の政府今日の西郷以てこの権道を許すべからず。蓋し今日の政府と雖も必らず責むる処なきにありざるべしと雖も……顛覆すべきものとせば天下叛逆の名なからん。竊かに信ず皇國亦東洋の佛國たるを。夫れ人民政府を愛載するの情なく、動もすれば顛覆を謀るの風を成さば、何れの政府が能く固を安んぜん。何れの民か能く固を愛せん。(後略)」(菊池九郎小伝四一―四二頁)という態度からであった。時を同じく

して、河野玄中が板垣退助と結んで、「西郷に策施しすることなく」自由民権の伸長、国会開設の達成を目標に全国的大運動を起し、(河野馨州伝上二二〇―二三八頁)東北各地に続々と政社の結成が成されたのである。菊池九郎等もこのような風潮の中に自ら自由民権運動の重要性を悟り、青森県における運動を起すのである。その中心となった共同会について、これから論述したい。

共同会の設立年月日を確定せしめる史料はない。しかし推定出来る史料として、「明治十三年一月、各有志会合を弘前に催し、県下の遊説を可決した。未会者の重なるものは本多庸一、菊池九郎、田中耕一、出町大助の諸氏で、先づ檄文を飛ばして其の運動の主旨を説明し、委員を派出して賛成を募らしめた。」(青森県縮電四八頁)があり、大伴明治十三年頃には設立されていたと思われる。さらに青森新聞によってこの頃の動きを見てみると、

一「此頃弘前の有志者が国会開設の儀を政府に請願するとして昨七日に東奥養塾へ集合したる由聞

けり、」(百五十五号明治十三年二月八日)

二「前号にて報道せし弘前の有志輩が去る七日回会開設のことにつぎ東奥義塾へ会集せし人は、大凡そ百余名にて、議長副議長の投票ありしに議長は杉山龍江氏、副は世森要蔵氏に決し、書記は議長の特権を以て本多庸一、今宗感の二氏を送定せられしが、議事の案は發起人なる田中眠叟氏の立案にて、第一条は県下一般に同志を募る事、第二条各郡に遊説家を派出する事、第三条有志集会所を弘前平町々会所と定むべき事、第四条三月十五日を以て総会を青森に開く事、第五条仮委員十名を採らばべき事、第六条撰文委員人数、各郡の適宜に委かす事、等にて議決の様子は跡よりと報知のまゝ、」(百五十七号同年二月十二日)

三「弘前の国会論者の議長は杉山氏なりと前号に掲げしは誤にて、世森要蔵氏なりと。また委員二十名の選挙ありしに、本多庸一、菊地九郎、赤石行蔵、八十次彰、田中眠叟、今現弘、土岐八郎、今宗感、蒲田公、伴野雄七郎、服部吉之丞、蒲田貞一の諸氏なりと聞く。」

四「右の委員方より青森近郊の十八名へ手簡を送りれしが、回会開設請願に決議せし上は遊説家を差出すべく諸先生方は愛國の心情五察申すに より兼て町村会議長議員などに右の様様を協議してくれよとの意にて、十八名の内に弊舎の寒⁽²⁾、涉⁽³⁾もありましたが、右反事は別に。」(以上、百五十八号同年二月十四日)

五「兼ても報道せし弘前の回会開設請願の事に付、遊説委員が各郡へ派出したる由にて、当地及び南部地方へは小山内貢、今宗感、服部吉之丞、伴野雄七郎、三浦英方の五氏が参りました。」

以上のことから、弘前有志による回会開設請願の会合が開かれたのは、明治十三年二月七日である。(一)の史料)ここで、六条から成る議事が立案され、県下遊説の事、委員の選任、激文作成に關する事等が議決されたようである。(二)の史料)その後遊説家の斡旋をし(四の史料)、実際に遊説委員が派出されたのは、二月十八日頃(五の

史料)と思われる。

右の史料中には共同会の名が及べない。共同会は、学校としての東興義塾を政治結社とすることなく、政治運動はあくまでも共同会でやることを目的として設立されたのであり、「共同会の会員は、本多庸一、菊地九郎、柳喜洋、田中耕一、伴野雄七郎、今宗蔵、服部尚義、館山新之進等」(青森謀略電五二頁)の義塾の教師であったことは、二、三の史料からもうなずける。従って、これまでの東興義塾の活動、又十一年と十二年の二回も東北有志会が陶かれており、河野警州伝上二八六(二九〇頁)、参加の見られない青森県の奮起が大いに要望され、共同会は各地方の政社にならうと十三年までには設立されたと考えて間違いない。⁽⁴⁾

さて、このようにして設立された共同会は、會長に斎藤種を推し、本多、菊地を中心として活動を始めた。共同会創立の趣旨は、本多によって書かれており、次のようである。

「國權を拡張して日本帝國の安全を図り、民權

を伸張して生命財産の安全を図るを以りて主眼とす。」とし、人民は知識陶けず困陋である。これを除くには正当の主義を定め、人民を團結せねばならぬ。更に現在各地に政黨がおこっているが、東北地方は政黨の團結等は最も弱い。したがって、各社は熱心に誘導し、己に與みせしめようとしている。しかして、行動進歩の道は、「土地風俗體識の程度によって、各其の宜きを異にし」するのであるから、今漫然と各社の誘導に従っては、おもむき尊害を生ずる。だから共同会を作って、地方の宜きに従って進歩をはかるのである。(青森謀略電五二頁)

以上の様に趣旨の内容は、國權を拡張し、帝國の安全を図ることが第一義であり、そのために民權を伸張し個人生命、財産を保全するという國權的民權論である。⁽⁵⁾しかも地方の自然、風俗、知識の程度を考慮し、地方独自の結社を作ろうとしている。

この目的を達成するため、共同会は国会開設等の問題について毎週一回の公開演説会を開き、市

民の政治思想の開拓に努め、弘前を中心に藤崎、黒石等にも出張演説を聞いた。特に藤崎においてはキリスト教の普及と共に盛んに政談会が開かれた。(搖籃時代における青森リンゴ藤崎敬業社リソゴ園経営記録二〇頁)その中心は本多庸一であり、数十回の演説会も「未だ曾て法律に触れ停止解散の命」を受けたことのない、きわめて穩健な言論活動であった。(青森県総覽五一頁)

このような活動の中で、明治十三年二月の国会において、国会開設請願の檄文が作成され、県下に頒布された。その檄文においては、「夫れ國は人民相集るの籓なり」として、「國民天職の職分」は、人民が國中の事務を担当して、一般の「安福尊榮を保持する」にある。そのために「愛國の心情を發達し、自由の精神を揮擲して国会を開設し、自己天賦の職分を務めるべきである。しかも天子は聖哲聰明で、人民が「自ら蔽へる智識を闡明せしめ、かの「自ら失へる權利を伸暢」させようとして、明治元年と八年に「聖詔を下し」それによって同十二年には「府県会を開張し」

国会への道路」を開かれた。したがって聖意のある所と思ひ、自ら進んで国会を開張し、自己の職分である國權を分担せねばならぬ。当時の國狀は「物産起らず、貿易ならず」「富國強兵」とはなっていない。しかも「國用給せず、國債は年々増加している」ために、「外人は虎狼の慾を逞ふせんとし、條約改正の期は七年も経っているが、「供」「許さず」、琉球は我國の屬島であるのに「紛々」として争っている。この内外多難の時に、人民「安座」していると、国力は窮していよいよ縦に「外侮」をうける。故に人民は国会を開き、「象思」をあらため、「經濟の道を立て國權を恢復」せねばならない。云々とある。(青森新聞彙一六四号明治十三年二月二六日付)

以上の記述から考えると、前段において國民的國家觀と、國政参与を天賦の權とする進んだ民權主張が見られる。又聖旨をかかける方法は、明治政府が民權運動を勅諭の立憲的方法によって、抑制しようとしたことに対して、民權論者が対抗し、逆用して、聖旨を奉戴するといった当時の建白

畫によく見られるものである。しかし、後段において、國家の獨立を希求し、国力の充実を図つて國威を宣揚する事を強調しており、共同會創立の趣旨が國権的民権論であつたことを考へ合せる時、前段の國政参与の天賦権の主張も、聖旨奉戴の方法も、著しく薄れて来ることは見逃せない。

続いて同十三年三月十七日、國會開議建白書が出された。これは県下各郡の有志が青森蓮華寺に集まり協議した結果生れたものであり、出席委員は、本多庸一、笹森要蔵、石岡三郎、小笠原守八、樋口金蔵、今宗蔵、小山内清定、根部吉之丞、菊池九郎、山田改一、斎藤太衛、乳井改良、傍島正郎、伊藤利三郎、山田定雄、陸奥、中市福太郎、田中眼叟、角館忠四郎、伴野雄七郎、小友謙三、の二十一名であつた。建白書の内容は、「君主の聖意を体するは人民の忠なり」とし、漢帝の人民に与えたる詔を、御誓文、立憲政体施行の詔に於て、形節を尽す義理をわきまえる處にては、決して漢民に劣らないとのべている。又当時盛んになりつゝあつた民権運動について、「所在の民、党を以

て、社を結び、言論を以て、法にふれ、筆硯を以て禁を犯し」、「縛につぎ獄に入」つて多少しも恥としないで、「自ら業とし、官に抗し罪に抵るものは、皆仁人志と爲す」、「人心和せざること甚し」。だから「豈にたる帝國」が「瞽眼奴の侮辱をうけ」るとのべ、「早く國會を起し、以て民心を和し、元氣を振はしむるに如かず」とするのである。國會尙早論に對しては、「其の説の可なるを見ざる」として、泰西諸國の情況を略述し、「いくら我國が知識や産業が腐けていないといつても、それは國會を用いて發知を集めてから發達するのであるとする。一方國會なるものを英仏の例から見て下から興すものとする論に對しては、「天れ國會を設けるのは國家の福を計る所以なり。若し國福をして完全ならしめば、何ぞ必らずしも國會を要せん。今是を要する者上皇上の聖意を体し下本邦の隆盛を計る也」として反對するのである。更に「驕傲の暴民の跡を以て直ちに望むたる宝祿一系の君子國に比する」ことは「庸一等此義を」とならないのである。（青森縣誌四九頁）

以上の諸論から見ると、檄文における主張より後退して、天賦の参政権の要求も、人智、産業の発達をはかる事、外国に対する完全独立も、又な聖旨を奉戴して国運を隆盛するたゞとなつてゐる。特に言論、新聞等に対する政府の圧迫を不当と歎ないで、かゝつて明治政府と民権運動の対立抗争を、人心の不和としてゐることや、英仏のようにな下からの国会開設を否定し、万邦無比の国体論を主張する点、共和制への指向は全然ないといつてよい。その意図するところは、あくまでも国会開設の希求の辺であつた。

さてこの建白書を携えて本多庸一、中市稲太郎の兩名総代として上京し、国会期成同盟第一回大会開催の翌月、すなわち十三年四月十二日に元老院に提出した。(近事評論第二六〇号四月一八日) 時を同じくして「苛酷法律の圧迫」(自由党史上二七九頁)といわれた集會条例が出され、民権運動への大きな障害となつた。国会開設上願書も拒否された同年十一月、国会期成同盟第二回大会が開かれ、青森を含めた二府二二県の同盟員十

三万余人の代表者六四名が参加するに及び、民権運動は平民民権へと傾斜し革命的色彩を帯びてきた。菊池九郎は「不慮に備へ、以て後顧の憂を絶し」の遺愛者扶助法名簿に、有志一五〇名総代として名を連ねたのである。(自由党史中一九一二六頁)ここに「我日本国民の當に同種なるべき」(同三五頁)を信ずる「暫定自由党」(服部之純「明治の革命」一二五頁)が生れたのである。

大会終了後、菊池は、本多庸一と共に東北有志会に参加し、河野広中等十三人と共に会の趣意書を決議した。この内容は、國家は個人の自由権……を保護せんが為にあるという國家論、國民の權利と自由が殆んど「其過半を掠奪せられたる如し」「吾党同志を結び本会を設け、權利を拡張し、社会を改良し、以て道理の境域に道達せん」というさびしい現状からくる決意が見られる。(河野磐州伝上三八〇一頁)続いて翌十四年一月二十九日付東北新報に「東北有志会稟案」が発表され、「權利自由ノ主義ヲ」妨げる者は「之を排斥スル」と

いう遭変者扶助法が加わり、会の性格は、絶対主義政府に対抗するフルシヨア民主主義革命の色を濃くしたが、会において採択されず、同年三月「東北七州自由党」の結成を見るに及んで、河野の合法主義と戦術的考慮が現われている。党の結成には、本多の他、竹内千代太郎、桜田新が参加している。(東北新報明治十四年三月十日)

このような民権運動の昂揚と相俟つて、政府は同年十月、国会を開設する旨の詔勅を發し、国会開設請願は一転して政党結成の必要性に迫られた。かくして自由党の成立を見るのである。しかしその盟約は「国民の同権」から一步後退し憲法制定の主導権を政府に委ねる結果となつた。この自由党結成会議に参加したものは、全国七八名、東北十名、青森県からは服部吉之丞、唯一人であつた。(自由党史中七九、八二頁)服部の参加によつて「当地方の同志は自由党に参加」することになつたが、「直接入党したるものは甚だ少なかかつた」(青森県総覽五〇頁)のである。その理由は青森県における反対派の攻惠の前に、菊池、本多

が苦慮していたことをあけねはならない。いわゆる弘前紛糾事件がそれである。

(註)

- (1)、福島石陽社、三師社、北辰社、愛身社、仙台の木立社、岩磐二州会、酒田の尽性社、盛岡の求我社。(前掲書二四二頁)
- (2) 陸奥、遼南。「日本」の社長兼主筆。國民精神の昂揚に務め、官僚主義と藩閥政府を攻惠。(丸山眞男「陸奥南と國民主義」明治史料叢書箋四卷所收)
- (3) 小川涉。前出。
- (4) 明治十一年説。(青森県通史三三八頁)
- (5) 吉田勇「東北地方における自由民権運動」(東北史の新研究所收)と同意見である。
- (6) 起草者には今宗設と陸奥の二説がある。
- (7) 相馬健次「自由党の誕生」日本正史一三三三号所收。

(三) 弘前紛糾事件

これは、自由党の成立と時を同じくして開かれ

た、政府官僚による新旧二派、官民調和の会議に端を發して起つた事件である。

当時弘前に共同会が設立され民権運動を進めていたとはいえ、回会開設請願の会議が「封建復古會議」(青森新聞一六九号明治十三年三月七日)と見られたり、憲法は欽定憲法たるべく、人民より当然の権利として要求すべきでない⁽¹⁾といった主張が出され、運動を非常に困難にしていた。

特に保守派上級士族である大尊寺繁禎、笹森儀助等は、共同会の主張に反対し時の県令山田秀典が共同会員館山漸之進を部長としたことから、更に反対を表面化した。同十四年十月、県令は県會議長の犬尊寺郡長の世森、それに本多、菊地等の共同会員を含めた十二名を呼び集め會議を開いた。その結果、回会開設の詔勅ある以上有志者一致協同することを決議し、本多が檄を草し、菊地の郡長就任で少康を得たが、保守派は県令の共同会に協力的なのを喜ばなかつた。翌十一月笹森は郡長を辞し、大尊寺も県會議員をやめたため、館山はその後任に共同会員をあて対抗した。一方県令不在中郷田書記官は館山に郡長辞職を迫り、館山

これを拒絶する等争は表面化した。保守派が「県令自由党に賛同す」の電報を伊藤内務卿に送り、県令の失脚をはかるなど政府に対する運動も活発化した。(青森県誌五三〇五四頁、笹森儀助伝)翌十五年山田県令は病死、郷田が県令となり、館山、菊地は辞職した。(菊地九郎小伝七五頁)此より官と結んだ保守派が勢力を得たのに対し、共同会は野に下つて勢力を盛りあげることなく、その維持に苦しむのである。

また保守派はこの頃全国にならい「陸奥南政党」⁽²⁾を組織し、共同会と対立すると共に、東奥義塾⁽³⁾に対しても非難し、旧藩主に対して陳情した。それは「今春我弘前の紛騒は實に東奥義塾の自由党に加入し、生意氣にも県官郡吏に抵抗したるより起れり」というもので、旧藩主も遂に本多に対し「民権自由論を主張する趣旨」等を囑うた。これに対し、本多は「各地の進歩は日に新にして甲は条約改正を論ずれば、乙は戡政困難を憂」うが、我地方ではこれに鼓動する者もないので、「肅一等」「戮力協心」を以て「権利自由の詠を唱ふ」るのであり、「輕謀浮薄の徒」のように「官府に

抗しするものではないと弁明した。しかし、同十五年十二月義塾に対する援助は中止され、共同会も同十六年四、五月頃解散するのである。(青森県、総覽五五(五七頁))

この事件に見られることは、保守派勢力の強い土地において官民調和的民権運動も、単なる士族争いに終始し、共同会の母体たる東興義塾と旧藩主との封建的のなかりを克服出来ない弱さを露呈するのである。

入註)

(1) 一心社(南部、改進黨)の阿部政太郎談。

(青森県総覽五一頁)

(2) 「此度津軽弘前の……笹森徳助等の諸氏は彼説論者の爲に我団体を通られん事を憂

え 同地に於て陸奥府政堂を組織……」

(東京日日新聞掲載)鈴木安蔵「自由民権」四二八頁引用)

(四) 県知事辞職勧告運動

共同会解散後の民権派の活動は、主に新聞を通

してであった。菊地、本多等が東興義塾の経営維持のため、青森新聞社を買収し、明治十四年から十六年まで青森新聞を發行し、その後引き継いだ青森新報も、民権系新聞として言論活動を続けていたのである。本多も県会議長として自由主義の伸暢に務めていた。しかし御用新聞、陸奥新報を主体とする保守派が、県官僚と結んでこれを圧迫し、言論活動も封せられ、保守派全盛時代となつて大同団結運動を迎えるのである。

その間全国的にも、各地の激化事件、自由党解党など民権運動の混乱があつたが、大同団結によつて再び統一された。

明治二十一年八月、大同団結のため東北遊説に出た後藤象二郎が青森県を訪れた。(自由党史下三六三頁)菊地はこれに賛同して立つたが、本多は批判的であつた。しかし後藤の激的な演説によつて、平民層に多大な反響を与え彼等の政治的勇氣を高めるに至つた。

折りしも、鉤島県知事が「本県の如き指無神経の人民なれば」といつたことから、彼等は憤慨し

檄文を發し全県下にわたって辞職勸告運動を起した。弘前有志は「治者は被治者を無神経視居るとは県下の福利決して望むべからざる」として、三百余名県庁へおしかけ、青森有志も同様、青藤盛等九人の連署檄文で知事の非を唱え、八戸有志も源蔵、南春茂等九人の連署で知事を糾弾した。同年十二月、佐藤冠なる人物が無神経事件を風刺して東京日日新聞に投書し、官吏侮辱罪に向われへ中村元吉「県政裏面史と所謂無神経事件の真相」うとう四四号所収)、翌年、武藤金吉が知事とわたり合つて同罪になるといつた激しい反響が行なわれた。(青森県総覽六三頁)

この辞職勸告運動に結集した人々は、旧士族も含めた平民層が中心となり、佐賀県出身の鍋島知事が、天皇絶対主義下の藩閥政府を背景として、県民に傲慢不礼な態度をとつたことに憤慨したものであり、初めて人民の側に立ち、県知事と対立した主張を持った。がしかし、この運動は敗北に終り、これに結集された力は国会開設後の政治結社に集るのである。明確に民権運動を指向しない

地方において、運動は大同団結運動と同様、天皇絶対主義の中に組み込まれるのである。

〔註〕

- (1) 小川涉、今宗蔵等記者として活躍(「東奥日報と明治時代」伊藤徳一編)。「今宗蔵」紙上にて自由主義を伸暢すべき企(神十六年頃、本多の刊行書翰 伯爵珍田捨己伝三一四頁)
- (2) 明治十五年十一月発行同十七年六月廢刊(明治文化全集十七卷六三〇頁)
- (3) 本多庸一先生遺稿八頁。
- (4) 明治十六年八月から永続(明治文化全集十七卷六二〇頁)。
- (5) 菊池九郎小伝七六頁。
- (6) 「不確な基礎に立つの団結は危険である」(本多庸一伝六五頁)。
- (7) 明治二一年七月二八日官報「演劇その他の諸興行に關する概況」(青森県総覽六一頁)
- (8) 八戸地方民権運動指導者

(五) 思想的背景

青森県の民権運動の中心となつた本多庸一と菊地九郎は、いずれもキリスト教徒であつた。弘前美以教会略歴史六頁）菊地九郎は、キリスト教的立場よりも、慶応義塾留學による自由主義の思想から、東興義塾経営、苹果栽培の産業開發、新聞社経営、国会期成同盟参加といつた実践活動が中心であり、明確な思想的背景に乏しい。しかるにここでは本多庸一を中心にとりあげたい。

本多庸一の民権家としての行動は、徳富蘇峯により「若し憲法扶植の運動者を求めれば」、河野玄中、鈴木舎定、そして「弘前に於ては君（本多）を推す」と評価された如く、「東北の三傑」の一人として高く認められる。へん多庸一伝五一頁）彼が自由民権を唱へる上にもつとも重要な意味を持つたのはキリスト教であつた。明治五年五月日本基督教公会に入会し（同四五頁）、弘前日本基督教会を組織し布教につとめた彼の信仰に入るまでの経歴は「朱子學の煩瑣なるに満足せず」「陽明學の自然なる」を喜んだが、「基督教徒たる」に及んで「邪徑」に陥つたと批難された。此

外「特に精神的訓練」はない」と語っているが、「本多庸一は津軽人の子に非ずや。維新の時に於ける津軽の位置と其苦心とを知るものは誰か得意ならざる境遇の人なるを疑うものあらんや」（山路愛山「現代日本教会史論」史論集所収二八六、二八八頁）といわれる如く、藩論一定しない津軽藩において、のいには佐幕派に身を投じ、戦敗者としての境遇から、時代を批判し、時代と戦はんとする新信仰に入つた彼の不屈の精神を物語るものといえよう。

自由民権運動も最初は士族民権として出発し、キリスト教に入信したのも大部分は士族層である。当時天皇制の確立を急ぎつゝあつた明治政権にとつて、自由民権とキリスト教とは、自己のよつて立つる基底に対する批判者として容認しがたいものであつた。（隅谷三喜男「天皇制の確立」）本多は、万人平等の信仰を社会的に実現しようとするキリスト教徒の立場から民権運動に入るのであるが、共同会設立の趣旨で鬼に如く、その主張は「國權を拡張して日本帝國の安全を図り、民

権を伸張して生命財産の安全を図る」という国権的民権論であつた。彼自身のキリスト教信仰と實際の政治思想とは一致しない。それは、彼の生きだ土壌が保守的であり、彼をして「智力を進めて聊か権衡を維持するより他無之」(伯爵珍田捨己伝(三頁))と嘆せしめ、自らの中にも「平素其の人の馬前には一死をモ辞せない」(本多庸一先生遺稿二頁)という旧藩主への封建的意識があり、「攘夷の氣象が一杯」(本多庸一伝一三〇頁)といつた国権論を克服出来なかつた。だから、民権運動の下部の指導者の中に徹底した共和思想が存在し(庄司吉之助日本政社派党、石井孝自由民権思想)、絶対主義天皇制へ対立する運動があつても、「仏国の如き暴徒の國になつてはいけなからず」「急進は効なし」(本多庸一伝四四二頁)とするのである。この考之中には天皇制は完全に捨象されている。本多の民権運動家としての思想に、共和制への志向は見当らない。

しかし、彼はこの民権運動と自己のキリスト教的信仰を明白に区別して認識していたのであるまいか。何故なら、彼が郷土から離れ、政治運動

から身を引き、宗教家として生きる時、彼の眞髓が発揮される。国会開設以後自由党がその伝統を葬り去つた後、本多は宗教的活動において、その在野的精神を堅持し、「教育と宗教の衝突」といわれた時期において天皇制への批判者たり得たのである。

へ註

(一) 明治史研究叢書四卷所収。

(二) 歴史学研究二三九号所収。

(六) 経済的背景

維新以後、急激な上層政治改革があり、封建的諸制度が撤廃されたが、青森県の農村はその変革から隔絶され一層漸進的な近代社会への伸向入りしか出来なかつた。のびならず明治政権の租税制度、貨幣経済制度等近代化への道の前に犠牲となり、地主と小作の激しい分断のため封建時代に劣らぬ苦悶をせねばならなかつた。

本県において地租改正事業が南部地方に酷であり、明治九年の農民一揆(青森県農地改革史六六頁)、同十年の士族の峰起(士格資料「維新以後

抄録」がある。特に直田大幸による士族の反動は民権運動の先駆的形態として位置づけられる（「八戸の歴史」下―工藤欣一執筆七一―八三頁）

しかし弘前地方においてはこれら農民一揆と呼ぶものはない。この地方は、西南戦争を契機とし、農村の好況が小作農の貧窮化と大地主の本源の蓄積を招き、さらに明治十六年の不作、翌年の凶作が農村恐慌となり、自作農の小作農への転落、新興地主による寄生的土地所有の成立を促し、二十年以降の地主制の強力な基礎となり、その政治的発言を強めた。（青森県総覧六九頁）

このように津軽地方の場合、維新以前からの地主が早くも没落し、商工業を兼ねた新興地主層の形成が明治十五年以降であり、民権運動を進める意識も経済的基礎もなかった。まして、貧農による押し上げも存在し得なかった。

かかる経済的背景のもとに一人民権運動を推進し得たのは士族層であった。

弘前藩の士族授産は地主からの献田によって始まった。「富豪ノ余田ヲ購フテ士族ニ分与スルノ

藩議」（津軽承昭公伝二七八―二八五頁）を決定し、水田二千八百七十四町歩、畑地五十町歩の取上げ、内三分の一は献上であった。その為地主の多くは没落したのである。（坂本功「農地開発の発展過程」とうとう四三号）

しかし士族層として、廢藩置縣後の藩職罷免、家禄支給停止によって「士族備用の急、預ニ消散シ、移住ヲ遂ゲタル者十中其四五ニ過ギザルノ勢ナリ」（津軽承昭公伝三三〇頁）といつた有様で、その困窮は甚だしく本県士族中最も貧困の状態にあった。

しかるに士族救済の為、明治十五年二月、大道寺繁禎、笹森儀助、菊地九郎等によって農牧社が設立された（「土捨資料」維新以後抄録）。これは岩木山麓に洋式牧場を作り牛乳販売を目的としたがあまり成果が上らなかった。経営者達は、前に見た様に弘前紛糾事件で対立していたが、農牧社経営は政治上の向題と切り離していた。

それでは民権運動の経済的基盤となったのは何か。それは津軽地方における士族授産と殖産興業の最大のもの、リンゴ栽培である。

明治八年内務勸業寮から配布された苗木の栽種があり、その後、菊地藩衛、小野茂樹等の帰農した旧士族乃至地主グループによって生成期をむかえた。彼等は明治十年北海道開拓使勸業場で伝習を受け、同十一年同志を集めて化育社を創立した（青森県農地改革史九一頁）。明治十三年頃、佐藤時三郎がこれを受け継ぎ、やがて藤崎地方の地主も、基督教徒としてのがりのた水多、菊地と結盟して、同十八年六月「敬業社」を結んだ。十一名の加盟者による株式組織であり、経営は順調に進み、換金作物としての重要性が注目をあび、各地主に普及し津軽一帯に栽培が拡大した。

「基督教によるリングコ生産団体」としての敬業社は、弘前の民権運動が国会開議請願に奔走していた時、藤崎の地主、酒造業者、医師が、本多、菊地等とのなかりを深めた事が基となって出来たのである。（搖籃時代における青森リングコ（七頁））このように化育社系の旧士族と、蓄積を増しつゝのあつた地主達との結合は、意外に遅く、リングコ栽培を通じて結び合つたものの、民権運動期にお

ける強力な力となり得ず、士族民権の形をとらざるを得なかつた。

（註）

（一）「青森県農業の發展過程」農業総合研究所発行。インク氏持参の説（菊地九郎小伝七頁）

（七） ちすび

上述した青森県の自由民権運動が弘前中心であることは、地租改正以来の絶対主義による直接収奪が真に人民に響かなかつた地方であり、（といふより意識し得なかつた）農民一揆、地租改正一揆が、主に南部地方に限られ、旧藩時代からの控融の多しさを反映して、これら農民の結集を指導し得なかつた士族層の封建的意識が存在していたからである。これは、全国的な運動の中にあつてもいえることであり、一揆の激発が「ある程度地主・スルジョアムをまき込みながら、それ故に全県を蓋う大一揆となりながら、なお自らの政治的代表者を作り得ずに終つた。一揆の側にも、民権の側にも条件はなお未成熟」（徳山茂樹「征韓論

「自由民権論、封建論」(明治史研究叢書二期四巻)であつた。しからは、明治十年以後の運動が征韓論とは違ひ、おのずと豪農高層の政治的発言を強化して解体士族の救済を計ろうとしたのであるが(永井秀夫「自由民権と天皇制」日本正史講座五巻)、青森県の場合、豪農層の政治的出現は二十一年以後であり、それも民権運動としてではなかつた。

青森県において民権運動の興隆を自由党加盟期におくとすれば、そこにおいて主体的力を發揮したのは士族層であり、キリスト教的結びつきによつて結合した陶明的士族の及びよつて推進された。しかるにこの士族層が「広汎な民衆を背後に買つてゐる限りでは、士族的政治意識は本来なお欠如してゐた小ブルジョア意識に当面代位」(遠山氏前掲論文四三頁)出来るとしても、その背景を持たず、更に明治十年代の民権運動昂揚期においても、この段階に達してゐないとするならば、そこには運動の意義を著しく低下させる事になる。何故に豪農層は立ちあがれなかつたか。それは他県において、手作地主が地租の封建的要素を解

消させる意味において立ち上がったのに、青森県においては、手作地主の没落が早く、絶対主義経済基盤に依拠しへの寄生的土地所有へ移行する高利貸的地主の及存在してゐたからである。まして直接的收奪にあつてゐる農民大衆からのつきあひがない以上、尚更のことであつた。

このように経済的共通の地盤のない地方において、ひとり士族層の及び民権運動を唱道したのであるが、それは彼等が持つ進取的態度と全国的運動からの刺激であり、且つ、教育とキリスト教による立場から進み得たものである。しかし、絶対主義政府と対立してゐた自由党や東北有志会に参加しながら、郷土における主張にするどさがなかつたのは、後進性を考慮したこともあろうが、結局、彼等には天賦人權や、國民主権という基本的な思想まで理解することなく、「自由」「民権」という近代民主政治の理論と概念を彼等流に解釈したからであつた。だから天賦人權による参政への要求もなく、簡単に民権運動を没落させて行くのである。